平成２２年（フ）第１２６９号
北九州市小倉北区金田２丁目５番６―503号
債務者　藤﨑　敏夫
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２８０号
福岡県遠賀郡岡垣町松ケ台１丁目９番13号
債務者　幸野　宗勝
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２８１号
福岡県遠賀郡岡垣町松ケ台１丁目９番13号
債務者　幸野　勝子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２８５号
福岡県中間市中尾２丁目13番６号
債務者　田上　元生
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２８７号
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番18―403号
債務者　稲垣　健次
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２９７号
北九州市小倉南区徳力団地115番501号
債務者　柴田　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３０９号
福岡県遠賀郡水巻町二東１丁目10番18号ファミールＪＩ棟102号室
債務者　田中　和宏
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３４１号
北九州市八幡西区永犬丸西町３丁目１番２―201号
債務者　河上　久男
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３５３号
神奈川県逗子市桜山７丁目1395番地の47
債務者　永田小百合（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３号
神奈川県横須賀市上町１丁目88番地　前田ハイムＡ
債務者　山下　宏美（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第７７７号
熊本市八王寺町41番40号　サンコーポ１―Ｄ
債務者　伊藤めぐみ
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０２７号
熊本県菊池郡大津町大字大津1410番地９
債務者　村上　久美
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０４４号
熊本市上南部３丁目30番49号　チェリーハイツＢ―101
債務者　田中　咲子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０５３号
熊本市健軍４丁目８番20号
債務者　髙橋るり子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０６５号
熊本市保田窪１丁目８番17号
債務者　川内　輝喜
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０８１号
熊本県合志市野々島4416番地９　南原住宅Ｇ棟１号
債務者　中山　知子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３５３５号
愛知県愛知郡長久手町井堀1101番地　県営長久手住宅４棟403号
債務者　伊藤　礼子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部